

和泉市久保惣記念美術館美術品（レプリカ）貸出実施要領

1. 目的

本要領は、和泉市久保惣記念美術館（以下「当館」という。）が収蔵する美術品レプリカ（以下「レプリカ」という。）を、和泉・久保惣ミュージアムタウン構想（以下「構想」という。）の推進による当館への来訪促進及び交流人口の拡大のため、構想に協力する事業者に貸し出すにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 貸出対象

当館が収蔵し、貸出可能と認めたレプリカ（別表のとおり）。

3. 貸出対象者

次に掲げる事業者に限る。

- (1) 構想区域内（和泉市久保惣記念美術館を中心とした概ね半径 2km 圏内）において事業を展開する飲食・物販店舗のうち、構想の推進に協力する事業者
- (2) その他、当館が適当と認めたもの

4. 貸出点数

原則として 1 品のみとする。

5. 貸出期間

原則として 12 ヶ月以内とする。ただし、必要に応じて期間の延長を認めることがある。

6. 貸出手続

- (1) 借用希望者は、「美術品（レプリカ）借用許可申請書」（様式第 1 号）を提出するものとする。
- (2) 当館は、申請内容を審査し、レプリカの在庫を踏まえて可否を決定する。
- (3) 貸出が決定した場合、当館は「美術品（レプリカ）借用許可書」（様式第 2 号）を交付するものとする。

7. 使用条件

- (1) 展示品は、来客者が自由に閲覧できる店舗内に展示すること。
- (2) 展示時には、所定のキャプション（構想の推進・作品名・作者名・収蔵館名等）を表示すること。
- (3) 借用したレプリカは、適切な取扱い及び保管を行うこと。
- (4) 展示・利用に際しては、損傷・汚損防止に十分留意すること。
- (5) 転貸、改変は禁止する。

8. 返却

- (1) 貸出期間終了後及び途中で展示を終了した場合は速やかに返却すること。
- (2) 返却時に、レプリカの状態確認を行うものとする。
- (3) 損傷・紛失が認められた場合、借用者に修復費用または弁償を求めることがある。

9. 費用負担

- (1) 貸出料は原則無料とする。
- (2) 運搬・設置・撤去に係る費用は借用者の負担とする。
- (3) 損害保険への加入を求める場合がある。

10. その他

- (1) 本要領に定めのない事項については、当館と借用者が協議のうえ定める。
- (2) 当館は、貸出中にやむを得ない事情が生じた場合、貸出を中止することができる。
- (3) 展覧会チラシの配架等、店内において当館の広報協力を要請する場合がある。

11. 事業実施期間

実証実験期間として令和7年12月1日から1年間実施する。貸し出し要望がない又はなくなった場合は事業を終了する。

別表

N0	作品名	作者	様態	寸法
1	枯木鳴鵒図（こぼくめいげきず）	宮本武蔵	掛け軸	125.5×54.3cm
2	枯木鳴鵒図（こぼくめいげきず）	宮本武蔵	額装	102.7×47.8cm
3	富嶽三十六景 凱風快晴 (ふがくさんじゅうろっけい がいふうかいせい)	葛飾北斎	額装	30.5×41cm
4	富嶽三十六景 神奈川冲浪裏 (ふがくさんじゅうろっけい かながわおきなみうら)	葛飾北斎	額装	30.5×41cm

美術品（レプリカ）借用許可申請書

年 月 日

和泉市教育委員会 あて

借用申請者（団体）名：

代表者氏名）：

所在地：〒

連絡先（電話）：

連絡先（メール）：

下記のとおり、美術品（レプリカ）の借用を申請します。

記

1. 借用希望作品名

（例：枯木鳴鵲図）

2. 借用目的

（例：和泉・久保惣ミュージアムタウン構想の推進、その他）

3. 使用場所

（例：〇〇店舗（住所〇〇〇）内）

4. 使用期間

自 年 月 日 ～ 年 月 日 （計 日間）

5. 遵守事項

下記のとおり遵守します。

- ・展示品は、来客が自由に閲覧できる店舗内に展示します。
- ・展示時には、所定のキャプション（和泉・久保惣ミュージアムタウンの推進・作品名・作者名・収蔵館名等）を表示します。
- ・借用したレプリカは、適切な取扱い及び保管を行います。
- ・展示・利用に際しては、損傷・汚損防止に十分留意します。
- ・転貸、改変は行いません。

様式第2号

和泉美第 号
年 月 日

美術品（レプリカ）借用許可書

様

和泉市教育委員会

下記のとおり、美術品（レプリカ）の貸出を許可します。

記

1. 貸出作品名

2. 貸出期間

自 年 月 日 ～ 年 月 日

3. 使用場所

4. 貸出条件

- (1) 展示品は、来客が自由に閲覧できる店舗内に展示すること。
- (2) 展示時には、所定のキャプション（和泉・久保惣ミュージアムタウンの推進・作品名・作者名・収蔵館名等）を表示すること。
- (3) 借用したレプリカは、適切な取扱い及び保管を行うこと。
- (4) 展示・利用に際しては、損傷・汚損防止に十分留意すること。
- (5) 転貸、改変は禁止する。

5. 担当